

経過措置期間移行品目のお知らせ

フラノス点滴静注液 50mg、100mg、200mg

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に販売中止のご案内をさせていただきました下記製品につきまして、平成 27 年 3 月 24 日付厚生労働省告示第百十三号にて経過措置品目へ移行し、2016 年 3 月末日をもちまして経過措置期間が満了致しますので、謹んでお知らせ申し上げます。

今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

 大正富山医薬品株式会社

記

1 経過措置移行品目

製品名	包装規格	統一商品コード*1	販売終了	代替品情報*2
フラノス点滴静注液 50mg	50mL ×5 バッグ	758-60197-9	2015 年 3 月末	フルコナゾール静注 50mg「NP」(ニプロ) フルコナゾール静注液 0.1%「F」(富士製薬)
フラノス点滴静注液 100mg	50mL ×5 バッグ	758-60198-6		フルコナゾール静注 100mg「NP」(ニプロ) フルコナゾール静注液 0.2%「F」(富士製薬) フルコナゾール静注液 100mg「テバ」 (テバ製薬)
フラノス点滴静注液 200mg	100mL ×5 バッグ	758-60199-3		フルコナゾール静注 200mg「NP」(ニプロ) フルコナゾール静注液 0.2%「F」(富士製薬) フルコナゾール静注液 200mg「テバ」 (テバ製薬)

*1 統一商品コードの前に「49-87」をつけると JAN コードになります。

*2 効能・効果、用法・用量が異なることがありますのでご確認ください。

2 経過措置期間満了日

2016 年 3 月 31 日 (2016 年 4 月 1 日以降は保険請求ができません。)

以上